

熊本県森林地図情報システム利用管理要領

(目的)

第1条 この要領は、農林水産部が所管する熊本県森林地図情報システム（以下「システム」という。）の利用及び管理並びに入力（以下「利用等」という。）に関し必要な事項を定める。

(システムの概要)

第2条 システムの概要は、別図のとおりとする。

2 システムに関連する入力事項及び出力事項並びに担当課等は、別表1のとおりとする。

(システム統括管理者)

第3条 システムの利用等を適正に行うため、農林水産部にシステム統括管理者を置き、森林整備課長をもって充てる。

2 システム統括管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) システム全体の利用等の統括
- (2) システムの仕様変更
- (3) システムの利用等に関する職員の研修

(システム利用管理者)

第4条 システムの円滑な利用等を図るため、林務関係各課、環境生活部自然保護課（以下「各課等」という。）にシステム利用管理者を置き、各課長をもって充てる。

2 システム利用管理者は、各課等が次条に規定するシステムの利用（情報の入力から出力までをいう。以下同じ。）により入手した全ての地図情報及び台帳情報の取扱いについて責任を負うものとする。

3 システム利用管理者は、個人情報の漏洩、滅失及び棄損等を防止し、情報の保護に努めなければならない。

(システムの利用)

第5条 システムの利用は、次の各号に該当する場合を除き、各課等、各地域振興局林務課及び森林保全課の業務の遂行に必要な場合に限り行うものとする。

(1) 国、県又は他の地方公共団体等がその業務に必要な資料として請求する場合。

(2) 個人又は団体等が法令及び県の条例、規則、要綱等の規定に基づき請求す

る場合。

- 2 システムの利用は、システム利用管理者の監督のもとに、各課等の職員が直接行うものとする。
- 3 システムの利用に必要な機器の操作に当たっては、システム統括管理者が別に定める操作マニュアルに基づき行うものとする。

(障害発生時の対応)

第6条 システムの利用時に障害が発生したときは、当該システムを利用している職員は直ちに機器の操作を中断し、障害の内容をシステム利用管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けたシステム利用管理者は、直ちに、障害の内容をシステム統括管理者に報告しなければならない。

(データの入力)

第7条 システム統括管理者は、システムの的確なデータ更新を図るために、関係図面及びマスターの変更等並びにデータ入力の促進について、入力期限を定め、毎年度5月末日までにシステム利用管理者へ通知するものとする。

- 2 別表2に示す関係課等のシステム利用管理者は、同表中に示す関係図面及びマスターの変更等を行う必要が生じたときは、隨時データの入力を行わなければならない。
- 3 別表3に示す関係課等のシステム利用管理者は、同表中に示すデータを入力しなければならない。
- 4 前2項の場合において、システム利用管理者は、データ入力の完了後、その内容をすみやかにシステム統括管理者に報告しなければならない。

(経費の負担)

第8条 システムの維持・管理に要する経費については、システム統括管理者が負担するものとする。

- 2 システムの利用等に要する経費については、システム利用管理者がその量に応じて負担するものとする。
- 3 前項の場合において、負担経費が明らかでない場合又は疑義が生じた場合には、システム統括管理者が、システム利用管理者と協議のうえ定めるものとする。

(個人・団体等の利用手続き)

第9条 第5条第1項第2号の規定に基づき個人・団体等から利用の請求があった場合は、熊本県情報プラザを通して対応するものとする。

2 前項の場合において、林務関係団体からの利用請求については、当該利用の目的が本県行政の遂行上、特に必要であるとシステム利用管理者が認めるときは、前項の規定を適用しないことができる。

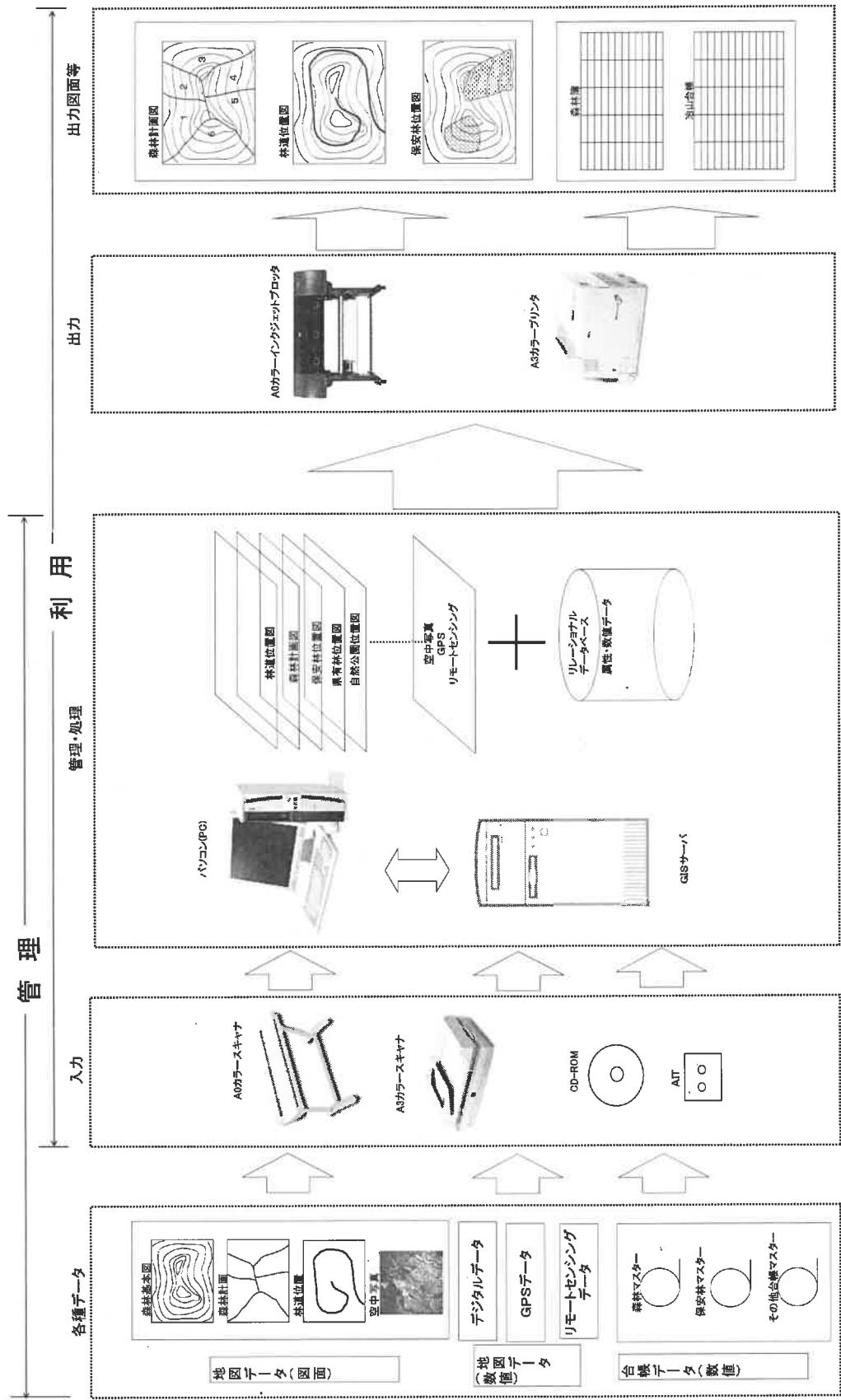
(雑 則)

第10条 この要領に定めるもののほか、システムの利用等に関する事項は、システム統括管理者が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成19年4月24日から施行する。

**別図(第2条関係)
熊本県森林地図情報システムの概要図**



別表1（第2条関係）

熊本県森林地図情報システム入力事項及び出力事項並びに担当課一覧表

担当課名	室・班名	入・出力事項(図面)	データの 関連	入・出力事項(マスタ等)
共通利用 (森林整備課)	森林計画班	地勢図 5000地形図 25000地形図 森林基本図 国郭図(全県) 国郭図 計画区界図 県事務所(振興局)界図 市町村界図 正射写真図 国有林位置図		
森林整備課	森林計画班	林班図 小班図 500mメッシュ図 施業図 施業履歴図 林地異動界図 伐照点位置図 変化点抽出(CODE10)図 変化点抽出(CODE20)図 変化点抽出(CODE30)図 変化点抽出(CODE40)図 変化点抽出(CODE50)図 森林機能配置図	林班マスタ 森林現況マスタ 森林機能別マスタ 植栽マスタ 施業履歴マスタ 収穫表マスタ 林道路線対応マスタ 森林資源計画区マスタ 森林資源県事務所マスタ 森林資源市町村マスタ 総合評価マスタ 標高マスタ	
	造林間伐班	造林作業路位置図 造林作業路位置図(その他補) 造林作業路位置図(自力) 間伐作業道位置図 個体番号位置図 個体番号索引図 施業図	造林間伐作業道マスタ 作業道サブ実績 作業道サブ接続道路 造林間伐作業道サブ作業路 指定采取源マスタ 植栽マスタ 施業履歴マスタ	
	県有林班	県有林団地図 県有林林班図 県有林小班図 県有林林分図 県有林作業道位置図 県有林その他属性図 施業図	県有林計画マスタ 県有林サブ施業歴 県有林作業道マスタ 県有林作業道サブ状況 植栽マスタ 施業履歴マスタ	
	みどり推進室	21世紀環境林・公有林化位置図 阿蘇みんなの森位置図 環境保全保安林整備事業位置図 ふるさとの森林位置図	みどり推進室マスタ ふるさとの森マスタ	
林業振興課	林道班	林道台帳添付図	林道マスタ	
森林保全課	林地保安林班	保安林管理図 施業図	保安林マスタ 保安林地番マスタ 植栽マスタ 施業履歴マスタ	
	治山班	治山施行箇所位置図 山地災害危険地区配置図 施業図	治山マスタ 治山サブ施設経過 山腹崩壊マスタ 地すべりマスタ 崩壊土砂流出マスタ 植栽マスタ 施業履歴マスタ	
自然保護課	自然公園班	公園計画図		

別表2

第7条第2項関係

関係課名	室・班名	関係図面名	関係マスタ名
森林整備課	森林計画班	地勢図	—
		50000地形図	—
		25000地形図	—
		森林基本図	—
		図郭図（全県）	—
		図郭図	—
		計画区界図	—
		県事務所（振興局）界図	—
		市町村界図	—
		正射写真図	—
		国有林位置図	—
		林班図	林班マスタ
		小班図	森林現況マスタ
		500mメッシュ図	森林機能別マスタ
		施業図	植栽マスタ
		施業履歴図	施業履歴マスタ
	造林間伐班	林地異動界図	—
		伐照点位置図	—
		変化点抽出（CODE 10）図	—
		変化点抽出（CODE 20）図	—
		変化点抽出（CODE 30）図	—
		変化点抽出（CODE 40）図	—
		変化点抽出（CODE 50）図	—
		森林機能配置図	—
		—	収穫表マスタ
		—	林道路線対応マスタ
		—	森林資源計画区マスタ
		—	森林資源県事務所マスタ
		—	森林資源市町村マスタ
		—	総合評価マスタ
		—	標高マスタ
	造林間伐班	造林作業路位置図	造林間伐作業道マスタ
		造林作業路位置図（その他補）	作業道サブ実績
		造林作業路位置図（自力）	作業道サブ接続道路
		間伐作業道位置図	造林間伐作業道サブ作業路
		個体番号位置図	—
		個体番号索引図	—
		—	指定採取源マスタ
		施業図	植栽マスタ
		—	施業履歴マスタ

別表2

第7条第2項関係

関係課名	室・班名	関係図面名	関係マスタ名
森林整備課	県有林班	県有林団地図	—
		県有林林班図	—
		県有林小班図	—
		県有林林分図	県有林計画マスタ 県有林サブ施業歴
		県有林作業道位置図	県有林作業道マスタ 県有林作業道サブ状況
		県有林その他属性図	—
		施業図	植栽マスタ
		—	施業履歴マスタ
		21世紀環境林・公有林化位置図	みどり推進室マスタ
	みどり推進室	阿蘇みんなの森位置図	
		環境保全保安林整備事業位置図	
		ふるさとの森林位置図	ふるさとの森マスタ
林業振興課	林道班	林道台帳添付図	林道マスタ
森林保全課	林地保安林班	保安林管理図	保安林マスタ 保安林地番マスタ
		施業図	植栽マスタ
		—	施業履歴マスタ
		治山施行箇所位置図	治山マスタ 治山サブ施設経過
	治山班	山地災害危険地区配置図	山腹崩壊マスタ 地すべりマスタ 崩壊土砂流出マスタ
		施業図	植栽マスタ
		—	施業履歴マスタ
自然保護課	自然公園班	公園計画図	—

別表3

第7条第3項関係

関係課名	係・班名	入力情報項目	入力期限
森林整備課	造林間伐班	①各種事業等において、植栽等を実施した際の施業図の電子データ化及び実施内容の属性データ入力（植栽マスタ入力） ②各種事業等において、実施した施業履歴情報（除・間伐等）の入力（施業履歴マスタ入力）	事業実施年度の翌年度12月末日
	県有林班		
森林保全課	林地保安林班	①上記データの小班図及び森林現況マスタ等への入力及び反映 ②森林計画編成・変更業務に係る森林整備課関係図面及びマスタへの変更データ入力	毎年度8月末日
	治山班		
森林整備課	森林計画班	①上記データの小班図及び森林現況マスタ等への入力及び反映 ②森林計画編成・変更業務に係る森林整備課関係図面及びマスタへの変更データ入力	毎年度8月末日